

2008年(平成20年)12月1日

鳥取大学学長 能勢 隆之 殿

鳥取地区事業場 過半数代表者

廣重 佳治



## 意見書

平成20年11月27日(木)午前10時より説明のあった次の就業規則の改正等に対する意見は次のとおりである。

1. 管理職手当の取扱いを改める
2. 俸給の調整額の取扱いを改めるもの
3. 任期付教員の取扱いを改めるもの
4. 懲戒処分の標準例の見直しに伴うもの
5. 自己啓発等休業制度の導入に伴うもの
6. ボランティア休暇の取扱いを改めるもの
7. 地域手当の取扱いを改めるもの

### 項目1 管理職手当の取扱いを改めるものについての意見

鳥取大学給与細則24・管理職手当支給に関する細則の一部改正は「名ばかり管理職」が危惧されるので意見を述べる。改正は「ものづくり教育実践センター長」と「障害教育総合センター長」を支給対象から削除する内容である。その根拠について、センター構成員数の基準を満たさないためとの説明を受けた。これらセンター長の職務内容が従前と比較して大きく変化するとの説明は受けていない。であれば、現代社会で問題となっている「名ばかり管理職」に準じた問題が生じる危険は大いにあり、利潤追求を目的としない教育研究機関においてはその未然防止は当然の責務である。一例として、管理職手当を受ける職員には支給されない職員給与規定35条、36条、37条等に定める諸手当あるいは準ずる手当の支給を検討すべきである。

項目2 改正については意見なし。

項目3 改正については意見なし。

#### 項目4 懲戒処分の標準例の見直しに伴うものについての意見

「改正理由」は道路交通法の改正（飲酒運転の厳罰化）と入札談合防止法の改正に伴う措置である。ところが、一般サービス関係の第5項に「職場内秩序びん乱（暴言・暴言）」が設置されているにもかかわらず、改正理由には現れていない「大学内の秩序・風紀のびん乱」に係る懲戒処分の標準例の追加が改正要綱の第二項、および標準例別表の一般サービス関係の第10項に唐突に挙がっている。これは第5項に比較して「秩序・風紀のびん乱」の処分が無限定に行える根拠を与えかねないので、憲法が保障する思想信条表現の自由を拘束しない歯止めが必要である。

#### 項目5 自己啓発等休業制度の導入に伴うものについての意見

(1)鳥取大学職員の自己啓発等休業に関する規程の制定は前向きなものとして評価できる。特に、代替者の補充措置の明文化は本制度の実質化を促す点で重要である。本制度との関連から「大学院就学休業」（鳥取大学教員の就業に関する規定15条～18条）との異同について説明を受けたが、同休業制度は代替者の措置（たとえば常勤講師の採用など）が明確でないため現実的な効果が得られていないと理解している（地域学研究科の経験）。いずれも自己啓発型活動を保障するための休業という新しい観点からの休業制度であり、現場に血が通うものとなるように制度設計と点検をお願いしたい。

項目6 改正については意見なし。

項目7 改正については意見なし。

以上

・管理職手当の取扱いを改めるもの

鳥取大学給与細則24・管理職手当支給に関する細則の一部改正 5月14日付  
ものづくり教育実践センター長と生涯教育総合センター長（いずれも5種）の削除，  
医学部附属脳幹生疾患研究施設長の昇給，教育センター長（4種）の新設，  
農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センター長（5種）の新設。

・俸給の調整額の取扱いを改めるもの

鳥取大学給与細則22・俸給の調整額に関する細則の一部改正 9月2日付  
工学研究科協力講座等にイノベーション科学センターを加える。

・任期付教員の取扱いを改めるもの（入学センター）

鳥取大学における教員の任期に関する規則の一部改正 7月23日付  
医学部付属病院に「がんセンター（がん診療連携拠点病院機能強化事業プロジェクト）に助教を5年任期（再任不可）で採用する（法的規定法第4条第1項第3号）。

・懲戒処分標準例の見直しに伴うもの

鳥取大学における懲戒処分等実施細則の一部改正  
道路交通法の改正および入札談合関与と行為防止法の改正に伴って平成20年4月1日の国家公務員に係る懲戒処分の指針の改正に範をとって本学の懲戒処分を見直している。

・自己啓発等休業制度の導入に伴うもの

1. 自己啓発等休業の導入に伴うもの

(1) 鳥取大学職員の自己啓発等休業に関する規程の制定

2. 鳥取大学職員の自己啓発等休業に関する規程の制定に伴うもの

(1) 鳥取大学職員就業規則の一部改正

(2) 鳥取大学職員の採用等に関する規程の一部改正

(3) 鳥取大学職員退職手当規程の一部改正

(4) 鳥取大学職員給与規程の一部改正

(5) 鳥取大学給与細則1・職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則の一部改正

(6) 鳥取大学給与細則9・給与の日割計算に関する細則の一部改正

(7) 鳥取大学給与細則24・管理職手当支給に関する細則の一部改正

(8) 鳥取大学給与細則25・初任給調整手当支給に関する細則の一部改正

(9) 鳥取大学給与細則26・扶養手当支給に関する細則の一部改正

(10) 鳥取大学給与細則28・住居手当支給に関する細則の一部改正

- (11) 鳥取大学給与細則29・通勤手当支給に関する細則の一部改正
- (12) 鳥取大学給与細則30・単身赴任手当支給に関する細則の一部改正
- (13) 鳥取大学給与細則40・寒冷地手当支給に関する細則の一部改正
- (14) 鳥取大学給与細則41・期末手当，業績手当及び期末特別手当支給に関する細則の

一部改正

職員の自己啓発（就学）および国際貢献活動の機会を提供するもので，職員の身分を保有しつつ職務に従事しない制度（無給）である（平成19年度国家公務員に導入）。本制度は休業事由，対象者，休業期間などの点で大学院修学休業制度とは別である。

・ボランティア休暇の取扱いを改めるもの

鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正

社会貢献活動の事由範囲を広げ，その休暇期間を時間単位でとれるようにする。

・地域手当の取扱いを改めるもの

(1) 鳥取大学職員給与規程の一部改正

(2) 鳥取大学給与細則27・異動保障手当支給に関する細則の一部改正

国において地域手当が支給されている地域に出向する者（本学在籍者）について，在勤期間中の旅費（日当，宿泊料，日額旅費）が支給されていない者には異動保障手当の支給をし，同地域に在勤する国家公務員等との均衡を図る。